国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1852

僅ニ妻子ニ料理ヲ仰
先以ノ病氣ニ付金意
ニ赴ク所ノ有國家
ノ為ニ
此度ノ通信大任ノ仰
付ケ来ル付ケ面端ノ事
ト存ル様来ル少ク豊内ノ
法高麗ニ程ヲ出ル仰ケ
陸ノ本縣ノ実補助
ニ就テハ百年来渡ニ付来
力ヲ仰キ来ル補助ニ
事ヲ逆ニ落ノ告ケ所
軍竟ニ原ノ結果ト
深ク恐謝ス
縣ノ本月ノ時ノ
金ノ相集ノ内ノ
定ニ金新ノ原集
調書ニ上付ニ
日閉金陸ノ縣金ニ於

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1852

金ヲ相集シ内務省
ニ金額ヲ原案
調書ニ上付議シ去十五
日閣令ヲ以テ勅令ニ於
テハ國庫補助金ハ原案
ニ其他ハ原案ニ對シ百七
十万六千三百三十
餘圓ヲ增額スル事トシ
ハ今度ニ於テハ金六万圓
内債ニ依リ金ヲ募債
ヲ為シ都合九万六千百八
十八圓ヲ以テ罹災者ニ增
加シ義捐金ヲ為シ内務
省ニ上奏ニ及ヒ後
四工事ヲ完了ナラシムル事
トシ本年雨ノ少ク降ル
ヲ以テ一面ニ於テ罹災者ニ
ハ一ヶ月ノ内ニ有之ニ付
隆盛ニ赴ク

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1852

備蓄積金ヲ以郡債
ヲ為シ郡内ニ五百六十五百八
十八圓ヲ繰出候ニ付
加ヘ諸費ヲ為シ内務ヘ
差出ス筈ニ付加ヘ後
四工事ヲ完了ナラシムル事
ト為ス事ニ相成リ候ヘ
共其ニ付雲州問題
モ一新ス新ヲ以テ一ト先安
心ニ付有之候ヘ共
隆盛ニ帰ス事ニ付
雲州ニ集ル様相
中ニ度々生ス時ハ
為国家自重専祈
ス事ト奉存
三月十日　平山隆義
渡辺国武殿
閣下

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1852